

寒河江市上下水道事業管理規程第1号

寒河江市上下水道課公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市上下水道課公印規程の一部を改正する規程

寒河江市上下水道課公印規程（昭和42年水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「押なつ」を「押印」に改める。

本則に次の1条を加える。

（準用）

第9条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについては、寒河江市公印規程（平成11年市訓令第4号）の規定を準用する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号

種類	名称	寸法 (ミリメートル)	様式	書体	使用する文書区分	個数
課印	寒河江市上下水道課之印	方20	ア	てん書	上下水道課名をもってする一般文書	1
職 印	寒河江市上下水道課長之印	方18	イ	てん書	上下水道課長名をもってする軽易な一般文書	1
	寒河江市水道事業企業出納員之印	方18	ウ	てん書	企業出納員名をもってする文書	1
	寒河江市水道事業現金取扱員之印	方15	エ	てん書	修繕工事等に伴い当該工事費を直接受領する文書	1
	寒河江市下水道事業企業出納員之印	方18	オ	てん書	企業出納員名をもってする文書	1
	寒河江市下水道事業現金取扱員之印	方15	カ	てん書	修繕工事等に伴い当該工事費を直接受領する文書	1

様式

課 之 印 上 下 水 道 寒 河 江 市	課 長 之 印 上 下 水 道 寒 河 江 市	員 之 印 企 業 出 納 寒 河 江 市	員 之 印 現 金 取 扱 水 道 事 業 寒 河 江 市	納 員 之 印 業 企 業 出 事 下 水 道 寒 河 江 市	扱 員 之 印 業 現 金 取 下 水 道 寒 河 江 市
ア	イ	ウ	エ	オ	カ

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号

年 月 日

寒河江市長 様

公印管守者経営企画係長

氏 名

公 印 (紛失、不明) 届

下記の理由により寒河江市上下水道課公印規程第8条の規定に基づきお届けいたします。

1 公印の種類

2 事 由

3 年 月 日

附 則

この規程は、公布の日から施行する。